

第4回 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会 議事録

平成16年4月20日(火)
佐久市研修センター大会議室
開始時刻 午後15:30
終了時刻 午後17:30

第4回合併協議会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 協議事項

協議会で協議すべき項目について

協議会に報告すべき項目について

(2) 次回協議会協議事項

協議会で協議すべき項目について

協議会に報告すべき項目について

4. そ の 他

5. 閉 会

1. 開会

柳澤局長

これより、第4回合併協議会を開会いたします。

協議会規約第10条の規定によりまして、委員の半数以上の皆様が出席しておりますので、会議は成立しております。

それでは、会長の三浦佐久市長よりご挨拶と引き続きまして会議の進行をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

三浦会長

本日は、お忙しい中、お集まり頂きまして、ありがとうございます。

さて、本日の合併協議会では、前回ご提案いたしました「事務事業のすり合わせ調整案」のご協議をいただくほか、次回の協議会において、ご協議をお願いします調整案につきまして、ご提案をさせていただきます。

先頃の新聞報道によりますと、国の三位一体の改革の影響によって、長野県内の市町村の今年度の歳入は、前年度に比べ合計で378億円余り減少すると見込まれているとのことであります。

平均減少率は、市が3%、町村が5.5%、千人未満の町村では7.5%と、改めて小規模な町村の方が三位一体の改革の影響が大きいということが明らかになりました。

4市町村の減少率を見ましても、佐久市が、2.3%、臼田町と望月町が4.6%、浅科村が5.4%と県内市町村の平均と同様の結果となっております。

合併を財政という観点だけで判断することはできませんが、市町村の行政サービスを具体化するものは財政であり、市町村の財政状況は重要な要因のひとつです。

これから、市町村を取り巻く社会情勢が益々厳しさを増して行く中で、少子高齢化から間もなく訪れる人口減少社会や地方分権時代への対応など、合併を検討する背景には、多くの要因があります。

これらの要因を総体的にとらえ、広い視野で、将来を見据えた判断をすることが大切だと考えております。

合併は、市町村が自治体として生き抜くための一つの手段であり、本当の意味での自立したまちづくりへの第一歩だと思っています。

まだまだ、様々なお考えを耳にいたしますが、時代の大きな変革期の今、この地域に暮らす次の世代の皆さんのためにも、私たちの責任ある決断が非常に重要だと思っています。

本日は、提案項目が数多いと聞いております。よろしくご協議をお願いします。

少し付け加えさせていただきますが、市町村合併の「住民投票を求める会」のビラが臼田町と、望月町で配られました。このビラを私に持ってきてくれた方がありまして、書き方のスタイルや、臼田町と望月町のビラの中身を見ましても、日赤はどうなるのかなどと書いてありますが、これからご協議を致

します。参考までに申し上げました。

はじめに、皆様に、ご報告を申し上げます。

本日、取材をしておりますマスコミ各社より、協議会の写真撮影について、事前に申し入れがあり、許可をさせていただきます。

3. 議 題

(1) 協議事項

協議会で協議すべき項目について

それでは、議事を進めてまいります。それでは、次第の3の議題に入ります。協議事項の の協議会で協議すべき項目につきまして、お諮りを申し上げます。前回の資料をご覧ください。前回提案内容につきまして説明がありましたけれども、専門部会ごとにお諮りを致します。

初めに資料番号1 - 1 総務専門部会につきまして、お諮りを致します。何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか

(合意)

ご意見ないようでしたので、総務専門部会につきましては、原案のとおりということでよろしゅうございましょうか。ご異議がございませんので本案のとおりとさせていただきます。

次に資料番号2 2 民生専門部会につきましてお諮り申し上げます。何かご意見ございますでしょうか。これも原案のとおりとするということでよろしいでしょうか。ご異議がございませんので本案のとおりとさせていただきます。

次に資料番号2 3の保健福祉専門部会につきましてお諮りを申しあげます。ご意見ございましたらどうぞ。

ご意見なければ、保健福祉専門部会につきましても、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。ありがとうございます。ご異議がございませんので、本案のとおりとさせていただきます。

次に、資料番号2 4 経済専門部会につきましてお諮りを申しあげます。何かご意見ございましたらどうぞ。

ご意見なければ、経済専門部会につきましても、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。ご異議がございませんので本案のとおりとさせていただきます。

次に、資料番号2 - 5 建設専門部会につきまして、お諮りを申しあげます。何かご意見ございましょうか。ご意見なければ、原案のとおりということでよろしいでしょうか。

ご異議がございませんので本案のとおりとさせていただきます。

次に、資料番号2 - 6 教育専門部会でございますが、協議の前に、事務局から一点説明事項がございますので、説明をお聞きます。

○荻原係長

事務局よりご説明いたします。資料番号2 6の1ページをお願いいたします。下から2段目の、事業名称「地区公民館活動の委託金・補助金」でございますが、こちらについてでございますが、前回提案させていただいたわけですが、調整案の一部に訂正がございましたので、ここでご訂正をお願いします。

調整案でございますが、合併時現行どおりとし、合併後3年以内に組織と補助金の調整を図となっておりますが、その公民館の組織につきましては事務事業すり合わせの中で調整がされますので、その

「組織と」を削除いただきたいと思います。また、調整案の詳細の中で、3年以内に、組織及び補助金の基準を統一していきとなっておりますが、こちらにつきましても、「組織及び」を削除願います。

大変ご迷惑をおかけいたしましたけれども、よろしくお願い致します。

三浦会長

ただいま事務局より訂正がありました。教育専門部会について、何かご意見ございましょうか。

これも、なければ、教育専門部会につきまして原案のとおりとするということでよろしいでしょうか。

ご異議がございませんので、原案のとおりとさせていただきます。以上で、前回提案されました、協議会で協議すべき項目につきましては、審議が終了いたしました。

協議会に報告すべき項目

続きまして、(2)協議会で報告すべき項目について一括でお諮り申し上げます。資料3の1-5までということになりますが、何かご意見ございましょうか。

ご質問なければ、協議会で承認すべき項目につきましては原案のとおりということでよろしゅうございましょうか。

ご異議がございませんので、本案のとおりとさせていただきます。

(2) 次回協議会協議事項

協議会で協議すべき項目について

次に(2)の次回協議会協議事項に入ります。今回、事務局から提案説明がありまして、次回の協議会で協議・承認をおこなうこととなります。

それでは、の協議会で協議すべき項目につきまして、総務専門部会の説明をお願いいたします。

総務専門部会

小林係長

それでは、私のほうから総務専門部会につきまして、ご説明させていただきます。今回お配りしてあります資料の1-1をご覧頂きたいと思います。総務専門部会につきましては、今回提案させていただく項目は、36項目になります。それでは、一覧表に基づきまして、説明させていただきます。

1ページご覧頂きたいと思います。「防犯協会」の関係でございます。こちらにつきましては、問題点と致しまして、関係する警察署が3署ございます。調整案でございますけれども、合併後、新市一本の防犯協会として組織化を図る。関係する防犯協会連合会に加盟するという調整案でございます。調整案の詳細の一番下の米印をご覧ください。長野県警では、合併担当の部署を設置し、警察署再編の基本方針の策定を進めているということでございますが、実際に再編されるのは、平成17年4月以降になるということで、合併後、新市一本の防犯協会として、組織化を図るという調整案となっております。

2項目目でございますが「防犯灯(街灯)新設・修理」の関係でございます。こちらにつきましては、問題点と致しまして、器具の新設修理につきましては4市町村とも行政で負担をしております。電球の

支給方法でございますけれども、佐久市は、市で購入いたしまして支給しております。臼田町・浅科村は区で対応しております。望月町は、一部区で負担しております。調整案でございますが、器具、設置修理は新市で負担し、電球も市において支給するというものでございます。

3項目目「広報の発行」でございますけれども、調整案をご覧いただきたいと思いますが、合併時、広報充実のため、月2回、内1回は、お知らせなどを発行する。というものでございます。

4項目目「防犯灯電気料負担金」でございます。こちらにつきましては、問題点と致しまして、4市町村間で、臼田町が全額町負担。また、佐久市・浅科村・望月町は、一部補助という形になっております。調整案でございますが、合併時、電気料は、全額区の負担とするため廃止するが、区への補助金の中で考慮するという調整案でございます。調整案の詳細をご覧いただきたいと思いますが、防犯灯、街灯が、ほぼ、5戸に1個という割合でついておりますので、その1/2を区への運営費補助金の中で補助していくというものでございます。

5項目目、「防犯協会補助金」でございますが、こちら、一番上の項目と関係がございますけれども、調整案といたしまして、合併時現行どおりとし、新市発足後すみやかに新たな基準を設けるというものでございます。調整案の詳細でございますが、各地区の組織への補助金は、人口割、地区数割にて算出して補助する。女性部への補助枠を確保するという調整案の詳細でございます。

6項目目、「森泉山財産組合」でございますが、こちらは、佐久市・軽井沢町・御代田町で運営している一部事務組合でございます。合併時新市として加入するという調整案でございます。

2ページお願いしたいと思います。7項目目、「臼田館使用料」でございます。調整案でございますが、合併時、現行使用料とし、合併後、新市において他の会館使用料と整合を図る。というものでございます。

次の項目「ふるさと望月応援団」でございますけれども、調整案でございますが、合併時現行どおりとするが、事務局を民間主体の組織へ移行していく方向で検討するというものでございます。

9番目「姉妹都市・友好都市・ゆかりのまち」の関係でございます。こちらにつきましては、佐久市・臼田町・望月町が実施している。調整案でございますが、合併時新市において引き継ぐというものでございます。調整案の詳細に友好都市の都市名を記載しております。調整案の詳細の米印ですが、川副町・津島町につきましては、協定書がないということから交流の継続については検討するという調整案の詳細でございます。

10項目目、「市町村人会補助金」でございます。こちらにつきましては、現在、臼田町・浅科村が補助金を交付しております。調整案でございますが、合併時、新市において各町村間の平準化を図り補助を継続するが、補助金は、平成18年度を以って廃止する。というものでございます。調整案の詳細でございますが、各市町村は、それぞれの市町村人会へ、佐久市人会として組織の統一がなされるよう働きかけをする。という調整案の詳細でございます。

11番目「法人市町村民税の賦課」でございます。こちらにつきましては、佐久市・臼田町・浅科村と、望月町との間で税率に違いがございます。調整案でございますが、合併時、均等割は標準税率、法人税割は、超過税率(13.5%)に統一する。というものでございます。調整案の詳細をご覧いただきたいと思いますが、均等割につきましては、望月町が、現在超過税率を使っておりますが、合併後は、標準課税率で課税をするというものでございます。また、法人税割につきましては、4市町村とも超過税

率で実施しているわけですが、佐久市・臼田町・浅科村は13.5%。望月町は、14.7%ですが、合併後は、13.5%に統一するというものでございます。

12項目目、「軽自動車税の賦課」ですが、こちらにつきましては、納期に違いがございますので、合併時納期を統一するというものでございます。

続きまして3ページをお願いいたします。13項目目「軽自動車税の減免」でございますが、こちらにつきましては、4市町村とも同様に実施しておりますので、合併時現行どおりと致します。

14項目目、「入湯税の賦課」でございますが、こちらにつきましては、税率に違いがございますので、合併時税率を統一するというものでございます。調整案の詳細でございますが、宿泊は150円、日帰りは50円でございます。

15、16、17項目でございますが、「土地家屋償却資産の固定資産」の関係でございます。こちらにつきましては、納期に違いがございますので、合併時納期を統一するというものでございます。

18、19項目でございますが、こちら「土地家屋の都市計画税」の関係でございます。こちらにつきましては、佐久都市計画の構成市町村である佐久市・臼田町のうち、佐久市は、都市計画税を賦課しておりますが、臼田町は現在賦課しておりません。調整案でございますが、新市において都市計画税を賦課するという調整案でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。20項目目「特別土地保有税の賦課」の関係でございますけれども、こちらにつきましては、調整案と致しまして合併時、納期及び面積要件を統一するというものでございます。

21項目から23項目までの3項目でございますが、こちらにつきましては「税務関係の手数料」でございますが、4市町村とも同様に実施しておりますので、合併時現行どおりとするということでございます。

24、25項目でございますが「市町村法人会支部補助金」「青色申告会補助金」でございますが、調整案の詳細でございますが、合併時、支部の設置状況を踏まえまして、補助金交付の基準の統一を図るという調整でございます。

続きまして、26項目「たばこ小売店組合補助金」でございます。4市町村が実施しておりますが、助成方法及び金額に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時たばこ販売協同組合の設置状況を踏まえ補助金交付基準の統一を図る。ということで助成方法は補助金とする。という調整案でございます。

続きまして「佐久納税会貯蓄組合補助金」でございます。こちらにつきましても、4市町村で実施しておりますが、支出科目及び補助金額に違いがございます。調整案でございますが、合併時、佐久納税貯蓄連合会の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図るというものでございます。

28項目目、「佐久情報センター使用料」佐久市が単独で実施しておりますが、調整案、合併時現行どおりとするということでございます。

続きまして、「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金」でございますが、こちらにつきましても、現在、佐久市が単独で実施しておりますが、調整案、合併時、新市において実施するというものでございます。

30項目「地域防災計画」でございます。調整案でございますが、現行の各市町村の地域防災計画の

内容の統一をはかり、新市において新たに策定するという調整案でございます。

続きまして5ページお願いいたします。「応援協定」でございますけれどもこちらにつきましては、4市町村とも応援協定を締結しておりますが、調整案といたしまして、現行の各市町村の応援協定につきましては、新市の応援協定として引き継ぐというものでございます。

「防災行政無線」でございます。調整案でございますが、各市町村の防災行政無線及び、県防災行政無線については、合併時統一を図るというものでございます。防災高所監視カメラは佐久市にございます。また、河川監視カメラにつきましては、浅科村にございます。が、合併時新市に引き継ぐというものでございます。調整案の詳細の「なお」書き以降でございますけれども、同報系の戸別受信機を備えてある町村については、新市についてのあり方を検討する。というものでございます。

33項目目「消防団の組織」でございます。調整案でございますが、合併時、消防団は、新市の区域を管轄し、方面隊を編成し、分団及び部並びに班をもって組織するというものでございます。調整案の詳細の一番上ですが、名称は、佐久市消防団とするというものでございます。その2つ下でございますが、組織は、団長1名、副団長7名、こちらの副団長7名は方面隊長を兼務とすることになります。一番下でございますが、新消防団の具体的組織につきましては、合併時まで消防団と協議をして決定していきます。

続きまして「消防団員数」でございます。調整案でございますが、各市町村が団員定数の見直しの検討を行なう中で合併時に引き継ぐものとする。調整案の詳細でございますが、合併後も類似団体や地域の実情を考慮し団と協議を重ねながら団員の定数の見直しを図っていく。というものでございます。

続きまして「消防団員手当」でございます。問題点と致しまして、佐久市・臼田町が手当、浅科村では手当・公金、望月町では、交付金で支給をしております。調整案でございますが、合併時、支給方法は手当とし、活動ごとに金額を統一して支給する。というものでございます。調整案の詳細の方に、個々の手当での金額を記載してあります。

続きまして「消防委員会」の関係でございますが、消防委員会につきましては、佐久市・浅科村・望月町で設置をしております。調整案でございますが、合併時、新市において設置をするという調整案でございます。以上が総務専門部会の36項目でございます。

三浦会長

ただいま、事務局から総務専門部会36項目について説明を申し上げました。次回ご協議いたしますが、ここでご質問ございましたらどうぞ。

では、次に民生専門部会について、説明をお願いします。

民生専門部会

佐藤係長

資料1 - 2 民生専門部会をご覧ください。民生専門部会からは、1ページ以降にございます、13項目について説明を申し上げます。

1ページお願いします。1項目目「交通安全協会の補助金」でございます。問題点ですが、4市町村で、補助の交付を受ける金額に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時補助の

方法は町村安全協会へ交付するのではなく、佐久交通安全協会・南佐久交通安全協会・川西交通安全協会へ直接交付することとし、金額については暫定措置として現行どおりとするとしております。合併後1年以内に関係する各交通安全協会と協議して補助金額を統一する。ということでありまして、調整案の詳細ですが、交通安全協会への補助金については、交通事故が増加傾向であること、市民の交通安全意識を高めるため、啓発活動を強化する必要があるということから、存続をするとしていますが、交付方法につきましては、それぞれの佐久交通安全協会・南佐久交通安全協会・川西交通安全協会へ直接交付する方式に統一をするということでございます。金額につきましては、合併後1年以内に関係する交通安全協会と協議し統一する。というものでございます。

「生活路線バス維持費等補助金」でございます。問題点ですが、佐久市と望月町が実施している。調整案ですが、合併時、現行どおりとするということでございます。詳細でございますが、日常の交通手段を確保するため現行どおり補助金を交付するとしておりまして、補助対象者としましては、千曲バス・東信観光(株)でございます。その金額につきましては、運行により生じます経常損失額、車両購入費を補助をするというものでございます。

3番でございます。「ごみ収集施設等設置費補助金」でございます。望月町が単独で実施している事業でありまして、調整案でございますが、平成12年度から実施をしている事業でございますが、平成15年度までに、15基の設置が終了し、一定の設置や整備が図られたため合併時廃止するとしております。

「生ごみ処理機・処理容器・堆肥化容器購入補助金」でございます。問題点ですが、浅科・望月町が実施している。調整案ですが、生ごみの減量対策を目的としまして、平成12年度から開始した事業でありまして、一定の普及が図られ所期の目的が達成したため合併時廃止をする。というものでございます。

5番目でございますが、「茂田井地区上水道事業に関する事務委託」でございます。問題点ですが、望月町が単独で実施しているというものでございまして、望月町の茂田井地区において、立科町が望月町に対して事務委任をし、立科町営水道より給水を受けている。というものでございます。調整案ですが、合併時、現行どおりとするというものでございます。

提案番号6番でございます。「望月町公害防止監視委員会」でございます。問題点ですが、望月町が単独で実施している。調整案ですが、新市において組織を致します環境審議会にその機能を統合いたしまして、新たな組織で対応するために合併時廃止するというものでございます。

提案番号7番でございます。「望月町送電線の電磁波調査会」でございます。問題点ですが、望月町が単独で実施している。調整案ですが、合併時現行どおりとするとしてございます。

提案番号の8番でございます。「町営バス運営協議会」でございます。望月町が単独で実施している。調整案ですが、新市全域を対象としまして、公共交通機関の利用者の意見や地元の区長会等の意見を徴収する懇談会等を開催することとし、望月町地域のみを対象としての審議をする協議会については合併時廃止をするというものでございます。

2ページをお願いいたします。提案番号9番「交通安全協会事務」でございます。問題点ですが、臼田町・浅科村・望月町が各町村安全協会事務局の事務を実施している。ということでございます。調整案ですが、各町村安全協会事務局の事務は、上部団体である南佐久安全協会、及び川西交通安全協会の事務局で対応できるため、合併時廃止する。というものでございます。

提案番号10番でございます。「廃止路線代替バス運行事業（直営）」直営の事業でございます。問題点ですが、望月町が単独で実施している。それにつきまして、4路線は直営、田中線につきましては、東信観光バス㈱に委託をして実施をしております。調整案ですが、合併時現行どおりとする。調整案の詳細ですけれども、合併時、当面現行どおりといたしまして、合併後に委託方式の移行について検討をしていくというものでございます。

提案番号の11番「町営バス路線空白地帯運行事業」こちらも直営で行なっている事業でございます。問題点ですが、望月町が単独で実施している。調整案ですが、合併時現行どおりとする。調整案の詳細ですけれども、こちらにつきましても、合併後委託への移行について検討していく。こちらの運行事業の性質が、佐久市で運行しております福祉バスと同じ性質があることから、合併後に福祉バスと料金の整合性を図る。というものでございます。

提案番号の12、13番でございますが、「町営バス乗車券等販売委託事業」「バスターミナルトイレ管理」でございます。こちら望月町が単独で実施している事業でございますが、先程の在来バスの運行事業、町内バスの空白地帯の運行事業に付随している事業であるということから、合併時現行どおりとするとしております。民生専門部会からは以上でございます。

三浦会長

ただいま、民生専門部会13項目についてご説明申し上げましたが、何かご質問ございますでしょうか。質問なければ進ませて頂きます。保健福祉部会につきまして説明をお願いします。

保健福祉専門部会

佐藤係長

資料番号1-3をおねがいいたします。保健福祉専門部会でございます。1ページをご覧頂きたいと思います。保健福祉専門部会からは、25項目についてご説明を致します。

提案番号の1番でございます。「母親クラブ事業補助金」でございます。問題点ですが、望月町が単独で実施している。調整案でございますが、平成16年度から長野県児童健全育成事業補助金で該当される事業が廃止されることから、新市におきましても、合併時廃止するというものでございます。

提案番号の2番「出生祝金事業」でございます。問題点ですが、浅科村・望月町が実施している。調整案ですが、児童館事業や子育てサロン事業の実施など、各種子育て支援事業を充実し、少子化対策事業を総合的に推進するということで対応するため、合併時廃止するというものでございます。

提案番号の3番「チャイルドシート購入費補助金」でございます。問題点でございますが、臼田町・浅科村・望月町が実施している。佐久市につきましては、平成14年3月で事業を廃止しているものでございます。調整案でございますが、チャイルドシート購入補助の主たる目的は、交通安全対策としてのチャイルドシートの普及であるとして、既にチャイルドシート普及という所期の目的が達成されているため、合併時廃止をするというものでございます。新市におきましては、普及・啓発活動を広報誌等を主体と致しまして実施をしていくというものでございます。

提案番号の4番「民間保育施設整備資金利子補給金交付事業」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施をしている。調整案ですが合併時、佐久市の例により、新市の区域で実施するというも

のでございます。調整案で詳細でございますが、こちらの事業、民間の保育所が施設整備をする際に、独立行政法人社会福祉医療機構から、その施設の整備資金借入した場合に約定利子に係る経費に対して補助を交付するというものでございます。対象経費につきましては、施設の新築・修理・拡張・整備等のうち、事業団からの借入金に対する、年間2%を超える約定利子に対しまして、補給率ですけれども、1/2の額を補給するというものでございます。

提案番号の5番「児童館整備事業」でございます。問題点ですけれども、佐久市は、小学校通学区ごとに10館整備されているが、臼田町・浅科村・望月町は、児童館が整備されていないということでございます。調整案でございますが、合併後、児童館整備にあたっては、各児童館の利用状況、施設状況、遠距離通学地域の実情を考慮しながら、原則として、小学校通学区ごとに児童館の整備をしております。

提案番号の6番「子育て講演会」でございます。問題点ですが、望月町が単独で実施をしているというものでございます。佐久市につきましては、児童館の運営のみを審議する委員会を設置しております。臼田町につきましては、保育計画の作成協議、子どもの健やかな育成について審議するための委員会、保育所の運営について必要な事項を審議する委員会を設置してございます。浅科村については関係する委員会は設置をしていないというものでございます。調整案でございますが、新市におきまして、児童館や保育所等、子育て支援事業を包括します、仮称でございますが、「子育て支援審議会」の設置をいたしまして、子育て懇話会は、機能をその審議会に統合するために合併時廃止をするというものでございます。

2ページをお願いいたします。提案番号の7番、事業名称「学童クラブ」でございます。問題点ですが、佐久市は、放課後児童健全育成事業、これは学童クラブですけれども、児童館で一元化をして無料で実施しており、臼田町は児童館は未整備ですが、学童クラブは有料で4箇所整備しています。浅科村につきましては、児童館は未整備ですが、学童クラブを無料で、おやつは有料になります。そちらを2箇所設置しており、望月町は児童館は未整備ですが、学童クラブを有料で3箇所設置しており、差異があるというものでございます。調整案でございますが、1といたしまして、合併時、臼田町・浅科村・望月町の学童クラブは、児童館が整備されるまでの暫定的な事業として、児童館の運営内容に準じて実施をする。2としまして、合併後、児童館が整備された地域では、学童クラブを児童館に一元化するため、児童館の整備に併せ、段階的に廃止するとしてございます。調整案の詳細でございますが、学童クラブにつきましては、児童館の整備されるまでの、地域的な行政サービスの格差を補う事業として位置づけを行なう。そのため、児童館の整備されていない臼田町・浅科村・望月町につきましては学童クラブを設け、児童との適切な指導を行なうとしております。運営内容につきましては児童館に準じまして、そちらの1~7の内容で実施をする。料金につきましては、無料で実施をするという内容でございます。

提案番号の8番「地域特別子育て支援センター」こちらは、特別保育事業小規模型といわれる事業です。問題点ですが望月町が単独で実施している。佐久市につきましては、同様の事業を私立保育園に事業委託しております。また、各児童館で、子育てサロン事業として実施をしているというものでございます。問題点でございますが、1としまして、合併時、地域子育て支援センターは、児童館が整備されるまでの暫定的な事業として、臼田町・浅科については、各1箇所設置して実施し、望月町においては現行どおり実施をするというものでございます。2点目ですが、合併後、地域子育て支援センターは

児童館で行なう子育てサロンに事業を移行するため、児童館の整備後は、廃止をするというものでございます。調整案の詳細ですけれども、対象者は、未就園児と保護者。内容は、子育て相談等を実施するというものでございます。場所としまして、各町村一箇所づつ実施をするという内容でございます。

提案番号9番「馬坂・広川原地域在宅介護支援に対する助成事業」でございます。問題点ですが、臼田町が単独で実施している。調整案ですが、合併時、馬坂・広川原の区域において、実施をするとしております。調整案の詳細ですが、遠隔地であります馬坂・広川原地域で生活する高齢者への、介護保険法に基づく訪問介護、及び訪問看護若しくは、介護予防面での軽度生活援護サービスを提供する事業者に対しまして、一定の助成金を交付することにより、この地域での高齢者が、住みなれた地域での生活が継続できるよう支援をするというものでございます。

提案番号10番「老人福祉拠点施設（結いの家等）管理委託」でございます。問題点ですが、望月町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、介護保健施設ひばりが丘公園につきまして、指定管理者制度において使用するというものでございます。調整案の詳細には、介護保健施設の内容が概要として書かれています。

提案番号の11番「高齢者生活支援ハウス運営委託」でございます。問題点ですが、望月町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時指定管理者制度により実施をするというものでございます。

3ページをお願い致します。提案番号の12番「総合支援センター運営」でございます。問題点ですが、望月町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、介護保健施設は指定管理者制度により、その他の施設は、新市の直営により実施をするとしてございます。調整案の詳細ですが、こちらの施設は、複合施設でございます。中に、デイサービスセンターなど指定管理者制度とする施設。行政財産目的外使用とする、新市直営施設とする部分と分かれて運営を行なっていくというものでございます。

提案番号の13番「望月町老人福祉センター管理運営事業」でございます。問題点でございますが、望月町が単独で実施している。調整案ですが、合併時指定管理者制度に基づき委託するというものでございます。調整案の詳細ですが、指定管理者制度に基づき、社会福祉協議会等に委託をしていくというものでございます。入浴料につきましては一人あたり1回100円を徴収するというものでございます。

提案番号14番「浅科村老人福祉センター管理運営事業」でございます。問題点ですが、浅科村が単独で実施している。調整案ですが、合併時、指定管理者制度に基づき実施をするというものでございまして、調整案の詳細にありますとおり、こちらにつきましては、生きがい活動支援通所事業を実施しているということで、合併後も、この事業を続けて実施していくという内容であります。

提案番号の15番「緊急通報システム事業関係事務」でございます。問題点ですが、4市町村で実施しているが、システム内容や、利用者負担金額等に差異がある。調整案でございますが、合併時、利用者負担金額は月額500円とし、システムは、安全センター(株)と、セコム上信越(株)の内容とし、利用者の状況により、委託先を新市で決定する。合併時に、既に設置しているシステムや機器は現行のままとする。というものでございます。調整案の詳細ですが、1人暮らしの高齢者等が、急病等の緊急時に、通報等により現況確認等行なうことにより、迅速かつ適切な対応を図るというものでありまして、対象者につきましては、65歳以上の1人暮らしの高齢者等でございます。利用者負担金額につきましては、

介護保険制度等の適合性から、月額500円を徴収するというものでございます。委託料については統一をしまして、安全センター(株)セコム上信越(株)に委託をし、新市で利用者の状況を勘案しどちらかに委託先を決定するというものでございます。

4ページをお願いいたします。提案番号16番「高齢者除雪支援事業」でございます。問題点でございますが、浅科村が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、浅科村の例を基本とし、利用者負担金を徴収して、新市の区域で実施するとしております。こちらの事業内容を詳細に書いてございますが、心身の障害等によりまして除雪の困難な1人暮らし高齢者や障害者につきまして、多量の降雪時に、玄関から公道までの敷地内の除雪を行い、通行路を確保するというものでございます。外出ができずに、日常生活に支障を及ぼさない事に併せまして、利用者の不安感や孤独感の解消にも資するという事業でございます。除雪にあたりましては、降雪量の基準を定めて実施をするとしておりまして、委託先としましては、シルバー人材センターで行なっていくということです。利用者負担金額につきましては、一回あたり100円を徴収していくというものでございます。

提案番号の17番でございます。「高齢者粗大ごみ収集支援事業」でございます。望月町が単独で実施しているということでございまして、調整案でございますが、粗大ごみ収集支援事業につきましては、在宅介護支援センターが実施をします、在宅高齢者相談事業で行なうこととしまして、合併時廃止をするとしております。この相談事業で行なう際の、粗大ゴミの収集等にかかります、手数料につきましては、利用者の負担とするとしております。

提案番号の18番「精神衛生相談」これは痴呆にかかわるもの事業でございます。問題点ですが、望月町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、痴呆性高齢者を対象として、本人、または介護者の相談事業を医学的見地から新市の区域で実施するとしております。概要ですけれども、痴呆性高齢者の精神保健相談を、精神科医を含めた医学的見地により実施をし、痴呆の早期発見及び早期対応、困難事例等の相談を行なうとしております。

提案番号の19番「介護予防ふれあいサロン事業」でございます。問題点ですが、臼田町が単独で実施している。調整案ですが、合併時、臼田町の例を基本とし、新市の区域で実施するでございます。調整案の詳細でございますが、概ね75歳以上の生活機能や歩行能力等の低下が見られる高齢者に対しまして、検証・評価を行い、個人にあった、介護予防指導の実施をしていくというものでありまして、実施回数については、対象者月2回までとしております。場所については、老人福祉センター等、事業実施にあたり、効果の上がる適当な場所としております。利用者負担金額につきましては、委託金額の1割とし、食事を出す際については、実費を負担していただくということでございます。

5ページをお願いいたします。提案番号の20番「友の会(難病患者で作る組織ですが、)への補助金」でございます。問題点でございますが、臼田町が単独で実施している。調整案でございますが、友の会の方がほとんど入ってございます、身体障害者福祉協会へ、新市として補助を交付するため合併時廃止をするということでございます。

提案番号21番「川西保健衛生施設組合分担金」でございます。これは、川西赤十字病院への施設整備に対する分担金の部分でございます。問題点でございますが、浅科村・望月町が負担している。調整案ですが、合併時新市において加入し現行の分担金について負担するというものでございます。調整案の詳細ですけれども、川西赤十字病院への施設整備に対する分担金をこちらの組合で出資をしておりまし

て、そちらについて、構成する市町村で分担金を支払うというものです。合併時、現行どおり負担をし、合併後の発生する新たな分担金については、負担割合を含め、その都度、新市の川西保健衛生施設組合で協議をするというものでございます。

提案番号 2 2 番「川西保健衛生施設組合（病院関係）に関する組合医療加入の事業」でございます。問題点では、浅科村・望月町が加入している。調整案では合併時、新市において加入するとしてございます。

提案番号 2 3 番「母子保健推進会」でございます。問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案ですが、母子保健推進委員ですが、保健補導員班長が兼務しており、保健補導員会の活動に統合するため合併時廃止とする。としております。

提案番号の 2 4 番「川西赤十字病院運営審議会」でございます。問題点ですが、浅科村・望月町が加入している。調整案ですが、合併時、新市において加入するとしております。調整案の詳細の概要に、こちらの審議会の概要が書いてあります。医療圏内にあります市町村との円滑な連携体制のもと、地域住民の医療を確保するために、川西赤十字病院内に審議会を設置されております。内容につきましては、1～3にあるとおりでございます。事務局は川西赤十字病院内、経費についても、川西赤十字病院が負担しております。構成団体につきましては、診療圏内の自治体の長、及び、議会議長、川西保健衛生施設組合の長と議会の議長、及び、日赤の関係者で構成されております。病院の運営について審議する組織であるため、合併後も新市において加入するとしてございます。

提案番号 2 5 番「精神衛生相談事業」でございます。問題点ですが、4市町村で実施しているが、実施内容に差異があるということでございます。調整案でございますが、合併時、随時の相談と必要に応じて、医師による相談を新市の区域で実施する。調整案の詳細でございますが、精神疾患等の精神衛生相談を随時実施し、必要によりまして、精神科医の医師による相談を実施するというものでございます。保健福祉専門部会からは以上でございます。

三浦会長

保健福祉専門部会から 2 5 項目につきまして、御説明申し上げました。何か、ご質問ございましたらどうぞ。

望月町 吉田委員

説明ありがとうございました。今の説明の中で、望月町民にとって、非常に関心の高い川西赤十字病院につきましては、調整案に記されておりました。その他、川西保健衛生施設組合の関係で、ごみ処理の関係、し尿処理の関のすり併せの調整案が示されていなかったように思います。町民にとって非常に関心の高いことですので、是非その内容を次回には示していただきたい。ということをお願いいたします。以上です。

柳澤局長

現在、調整中でございます。

三浦会長

まだ細かい項目が次々に出てきますので、他にございますか。

なければ、次に、経済専門部会につきまして、説明をお願いいたします。

経済専門部会

荻原係長

それでは資料の、1 - 4をお願い致します。1ページをお願いします。経済専門部会につきましては、38項目ございます。

提案番号1番「諸証明手数料」でございます。問題点と致しまして、臼田町・望月町が手数料を徴収していない。手数料を徴収する証明書項目に相違があるということでございます。合併時、手数料を徴収する証明書項目を統一する。というものでございます。証明手数料につきましては手数料を徴収することは好ましくない。という県の指導がありまして、その指導に基づきまして、手数料を統一することになっております。

続きまして、提案番号2番でございます。「水田経営の定着化整備事業補助金」でございます。問題点でございますが、臼田町単独の補助事業である。調整案でございますが、水稻作付け及び添削が定着し、合併時までに整備が完了する見込みのため、新市発足時廃止する。という内容の調整案でございます。

提案番号3番でございますが、「農業振興協議会」でございます。問題点と致しまして、4市町村とも実施しているが、委員数・構成などに差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において設置をするというものでございます。

続きまして、提案番号4番でございますが「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」でございます。問題点といたしまして農業経営基盤の強化促進法第6条により市町村に策定が義務付けられているものであり、策定することに問題点はない。というものでございます。新市発足後は、市域の変更、地域での農業に特色があるなど、構想の内容は見直す必要がある。というものでございます。調整案でございますが、新市発足後、1年以内に、新たに策定をするというものでございます。

提案番号5番でございますが、「農業振興地域整備計画策定」でございます。問題点と致しまして、4市町村が同様に実施しているため問題なし。ただし、佐久市のみ一般管理に地区協議会の意見を聴取している。ということでございます。調整案でございますが、各市町村の現行の内容を尊重し、合併後1年以内に新市計画構想を策定をするというものでございます。

提案番号6番でございますが、「農業農村整備事業の自然と共存する環境の創造に関する基本的な構想」でございます。問題点と致しまして、市町村間の計画内容に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併後2年以内に各市町村の現行の内容を尊重し新たに策定するというものでございます。

続きまして、2ページお願いします。提案番号7番でございますが「勤労者福祉センター使用料」でございます。問題点と致しまして、佐久市が単独で実施している。調整案ですが、合併時現行どおりとするというものでございます。調整案の詳細でございますが、県より管理委託された勤労者福祉センターの使用料を利用者より徴収し、県へ納入する。県は、納入された使用料に相当する金額を委託料として市へ戻入する。

続きまして、提案番号8番「志賀牧場内観光施設使用料」でございます。問題点と致しまして、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、新市において利用料金の金額の範囲、策定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け利用料金を定める。というものでございます。

続きまして、提案番号9番「美笹ファミリーランド使用料」及び、10番「プラザ佐久使用料」でございます。これにつきましては、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、現行どおりとするというものでございます。

提案番号11番「浅科温泉穂の香乃湯使用料」及び、12の「道の駅「ほっとぱーく・浅科使用料」」でございます。これにつきましては、浅科村が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、現行どおりとするという調整案でございます。

続きまして、提案番号13番「布施温泉使用料」14番「交流促進センターゆざわ荘使用料」15番「国民宿舎望月荘使用料」でございますが、これにつきましては、望月町が単独で実施しているというものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において利用料金の金額の範囲、算定方法を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定める。という調整案でございます。

続きまして、提案番号16番「春日温泉ゴルフ練習場使用料」でございます。問題点でございますが、望月町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、現行どおりとする。というものでございます。

続きまして、17番「春日温泉テニスコート使用料」でございます。問題点と致しまして、社会体育施設としてテニスコートが設置されている。調整案でございますが、合併時、現行どおりとするとしております。詳細でございますが、社会体育施設として条例化されているが、新市においては観光施設として条例を制定する。というものでございます。

続きまして3ページをお願いします。提案番号18「保養センター使用料」でございます。問題点ですが、臼田町が単独で実施している。調整案ですが、合併時、新市において、利用料金の金額の範囲、算定方法を規定し、指定管理者が市の承認を受け利用料金を定める。というものでございます。

続きまして、提案番号19番「中小企業退職金共済掛金補助金」でございます。問題点と致しまして、佐久市・臼田町・浅科村が実施しているが、補助期間や補助金額に差異がある。というものでございます。調整案でございますが、合併時、新規加入者の1月～12月までの共済掛け金合計額の20%以内で、1人につき7,200円を限定として補助する。という調整案でございます。

続きまして提案番号20番「商工振興補助事業」でございます。問題点として、4市町村とも実施しているが補助対象に差異がある。調整案でございますが、合併時補助対象を統一する。という調整案でございます。

提案番号21番「商工会議所・商工会補助金」でございます。問題点ですが、佐久市は商工会議所、臼田町・浅科村・望月町はそれぞれの商工会に運営事業補助金及び、小規模事業経営指導補助金を交付しているが、補助率に相違がある。調整案ですが、合併時運営事業及び経営指導事業について、統一した補助基準を定め補助額の調整を図る。というものでございます。調整案の詳細ですが、運営事業は均等割・会員数割で補助基準を定めるとしてありまして、均等割につきましては2,250千円。会員数割1,000円でございます。経営指導事業は県の補助金額を基に補助基準を定める。ということで、県の補助額の1/3。ただし、平成16年度の各市町村補助額を上限とするというものでございます。

提案番号 22 番「商工業振興審議会」でございます。問題点と致しまして 4 市町村とも設置しているが、委員数、委員構成に違いがある。調整案でございますが、合併時、新市において設置する。というものでございます。

続きまして提案番号 23 番の「商工会議所・商工会」でございます。問題点と致しまして、佐久市には商工会議所、臼田町・浅科村・望月町にはそれぞれ商工会があり、商工振興を目的に活動しているが、それぞれの団体は当面現状体制の維持を希望しており、また、商工会議所を商工会は設立の根拠法に相違がある。ということでございます。調整案でございますが、合併時、それぞれの団体の意思を尊重して合併時現行どおりとする。というものでございます。調整案の詳細ですが、商工会から商工会へ移行するには財産処分し、解散後加入しなければならず、歴史的経緯、職員体制もあり、すぐに一本化は難しい。将来的には一本化するよう検討していく。というものでございます。

続きまして、4 ページをお願いします。調整番号 24 番の「勤労者互助会」でございます。問題点と致しまして、4 市町村が同様に実施しているが、佐久市以外の町村は他の市町村と一緒に実施している。共済給付金に、若干の差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、対象となる事業所は、佐久市勤労者互助会に統一する。また、共済給付金は佐久市の例によるというものでございます。調整案の詳細でございますが、望月町・浅科村は、小諸・北佐久勤労者互助会より町村の会員を佐久市勤労者互助会員に変更する。臼田町につきましては、南佐久勤労者互助会から臼田町の会員を佐久市勤労者互助会に変更する。ということでございます。

続きまして、提案番号 25 番「バルーンフェスティバル」26 番の「佐久鯉まつり」27 番「佐久高原つつじまつり」28 番「佐久高原コスモスまつり」でございます。この 4 つにつきましては、佐久市が単独で実施しているものでございます。調整案でございますが、合併時新市において実施するというものでございます。調整案の詳細でございますが、委託金・負担金につきましては予算の範囲内で定める。まつり関係につきましては、合併時、3 年以内に今後のあり方を見直していくというものでございます。

続きまして、提案番号 29 番「信州 SAKU 音楽祭佐久ミュージカル」30 番「平尾山もみじまつり」でございますが、佐久市が単独で実施している。調整案につきましては、合併時、引き続き実施していくというものでございます。詳細につきましては、先程と同様でございます。

続きまして、提案番号 31 番「小満祭」32 番「臼田よいやさ」33 番「うすだ紅葉まつり」以上の 3 事業でございますが、これにつきましては、臼田町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時新市において実施する。調整案の詳細につきましては、先程と同様でございます。

続きまして、提案番号 34 番「コスモス街道振興事業」でございます。佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、新市においてコスモス街道実行委員会に委託し、実施をするという調整案でございます。

続きまして、6 ページをお願いします。提案番号 35 番「浅科どんどん祭り」36 番の「中山道宿場まつり」です。問題点としまして、浅科村が単独で実施をしている。調整案でございますが、合併時、新市において実施する。調整案の詳細で、浅科どんどん祭りですが、他の同種のイベントと、財源に差異があるため、協賛金等を確保し、イベントを行なっていくということでございます。

提案番号 37 番「町民祭「榊まつり」」38 番「望月駒の里競馬大会」でございます。問題点といたしまして、望月町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、新市において実施する。なお調整

案の詳細ですが、先程と同様でございます。以上でございます。

三浦会長

経済専門部会38項目の説明がありました。何か、ご質問ありましたらどうぞ。

臼田町 川村委員

いくつかの使用料について、地元の皆さんが利用する場合について、何か特典があるのかお聞きします。

柳澤事務局長

減免の関係でしょうか。

臼田町 川村委員

道の駅や、穂の香乃湯だとか、地元の村民や、住民の皆さんが安く使える特別な使用料は設定してあるのかということです。

柳澤局長

特別ございません

三浦会長

他にありますか。なければ、次に、建設専門部会から説明をお願いします。

建設専門部会

荻原係長

それでは、資料1-5をお願いいたします。1ページをお願いします。建設専門部会につきましては、2項目でございます。

提案番号1番でございますが、「公営住宅管理人手当」でございます。問題点と致しまして、佐久市・臼田町・浅科村が実施しているが、手当の金額に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、基準を設けて統一する。ということで、調整案の詳細をご覧頂きたいと思いますが、5戸以下の団地には管理人を置かない。管理人手当につきましては、管理人1人あたり、基準額を6,000円とし、1戸あたり、年間100円を加算するというものでございます。

続きまして、提案番号2番でございますが「市町村営住宅入居事務」でございます。問題点と致しまして、4市町村で実施しているが、入居基準の資格要件・審査方法及び、公募方法に違いがある。というものでございます。合併時、調整案の詳細どおり統一するということで、詳細をご覧頂きたいと思っております。入居資格は、新市に在住の者、及び新市に勤務先を有する者で市営住宅に入居を希望する者。応募者が募集個数を超えた場合は公開抽選により決定する。また、臼田町の入居者選考委員会につきましては、廃止をするというものでございます。また、公募につきましては、広報・広告・ホームページ・F

M佐久平等により行うというものでございます。事務の方法につきましては、佐久市の例を基本にするということでございます。なお、臼田町・望月町の特設公共賃貸住宅とは、中堅所得等の賃貸住宅を地方公共団体が賃貸住宅の建設及び管理を行なう住宅ということでございます。以上2項目です。

三浦会長

経済専門部会2項目でございますが、何かご質問ございますか。

なければ次に参ります。教育専門部会について、ご説明を申し上げます。

教育専門部会

荻原係長

それでは、教育専門部会をお願いいたします。それでは、資料番号1-6 1ページをお願いします。ご提案申し上げますのでは、24項目でございます。

提案番号1番でございますが「地域高等学校育成支援負担金」でございます。問題点と致しまして、臼田町・浅科村・望月町が実施している。臼田町につきましては、地域高校を育成・支援する会、浅科村、望月町につきまして育成協議会へ委託をしております。調整案ですが、合併時、新市において協議会等に参加し、負担するという内容でございます。

続きまして、調整番号2番でございますが「生涯学習センター使用料」でございます。問題点と致しまして、佐久市が単独で実施している。というものでございます。調整案につきましては、合併時、現行どおりとするというものでございます。詳細でございますが、市民会館及び4市町村の公民館との利用体系を同じ水準に統一する。佐久市の使用料減免規定を全面的に見直し、体育関係施設との減免規定の整合性を図る。

続きまして、提案番号3の「南佐久地域振興センター(臼田町コスモホール)使用料」でございます。問題点と致しまして、臼田町が単独で実施している。調整案でございますが、合併時現行どおりとし、新市において他の類似組織との整合性を図る。調整案の詳細でございますが、使用料減免規定を全面的に見直し、他の類似施設との整合性を図るというものでございます。

続きまして、提案番号4番「芸術文化振興事業激励金交付事業」でございます。問題点と致しまして、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、佐久市の例によるということで、詳細をご覧頂きたいと思っております。市内に住所、活動拠点を有し、全国大会出場の団体または個人。ただし、事業所内で組織された団体、営利を目的をして活動する団体若しくは、個人は除く。個人出場の場合1人あたり10,000円団体出場の場合10人以上15人未満は100,000円。15人以上は150,000円以内。10人に満たない場合は個人出場の場合により算出をするというものでございます。対象の範囲につきましては、音楽、舞踊、演劇、美術、芸術、伝統文化が対象の範囲でございます。

続きまして、提案番号5番「臼田町文化協会事業補助金」でございます。問題点と致しまして、臼田町が単独で補助している。ということで、現在、文化協会に補助金額につきましては10万円。会員数につきましては、900円ということでございます。調整案ですが、合併時、臼田地区の文化協会として存続し補助するという調整案でございます。

続きまして提案番号6番「文化財保護事業補助金」でございます。問題点と致しまして、4市町村が

実施しているが、補助金額に差異がある。調整案ですが、長い間培われた歴史・伝統文化に根ざしていることから、当面の間、過去の経過を踏まえて、現行どおりとするが、3年を目途に、統一した基準に基づき、見直しを図る。という調整案でございます。

続きまして、提案番号7番「文化財保護審議会」でございます。問題点と致しまして、4市町村が同様に実施している。調整案でございますが、合併時、設置目的に合わせ審議会を設置するというものでございます。

続きまして、提案番号8番「生涯学習基本計画」でございます。問題点と致しまして、4市町村が実施しているが計画内容に差異があるというものでございます。この計画につきましては、佐久市が平成9年。臼田町・浅科村が平成5年度。望月町が平成15年度に策定しております。調整案の詳細ですが、各市町村の現行の内容を尊重し、合併後に、新構想・新計画を策定する。という調整案でございます。

提案番号9番「総合文化会館建設協議会」でございます。佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、新市の基本構想に伴い、新市において協議会を設置するという調整案でございます。

続きまして、2ページをお願いします。提案番号10番「ふるさと創生人材育成補助事業」問題点ですが、佐久市が単独で実施している。調整案ですが、合併時、佐久市の例を基本に調整を図るということでございます。調整案の詳細をご覧ください。海外学習につきましては、中学3年生を対象とし、研修地につきましては、英語圏とするというものでございます。ホームステイの滞在期間は10日程度とする。洋上セミナーにつきましては、中学1、2年生を対象とし、研修地としましては神津島・新島とする。研修期間は、3泊4日程度。参加者負担金は、研修費等経費総額の2割程度という調整案でございます。

提案番号11番「男女共同参画プラン」でございます。問題点といたしまして、4市町村が実施しているが、計画内容に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併後、1年以内に、各市町村の現行の内容を尊重し、新計画を策定する。ということでございます。

続きまして、提案番号12番「市町村市編纂事業」でございます。問題点と致しまして、臼田町・浅科村が編纂事業を行なっている。調整案でございますが、合併時、編纂事業を継続して行なう。というものでございます。佐久市につきましては、平成14年度に完了しております。望月町におきましては、15年度に完了。浅科村におきましては今年度16年度に完了予定ということで、17年度以降につきましては、臼田町で編纂事業を行なうということでございます。

提案番号13番「市町村誌刊行会」でございます。問題点でございますが、臼田町、浅科村が刊行会を設置している。調整案でございますが、合併時、新市において刊行会の統一を図るというものでございます。

続きまして、提案番号14番「体育施設使用料」でございます。問題点と致しまして、4市町村で実施しているが、使用料に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、使用料の統一を図るという調整案でございます。調整案の詳細ですが、使用料につきましては、内容及び、規模を基本に使用料の統一を図る。学校開放の使用料については、現在無料になっているが、社会体育施設との整合を図るため、社会体育施設の使用料に準じて使用料を徴収する。また、佐久市以外の町村について、現在町民村民全て減免となっておりますが、合併時、使用料の減免につきましては、佐久市の例を基本に統一を図る。という詳細でございます。

続きまして、提案番号 15 番「臼田町運動公園宿泊棟使用料」でございます。問題点でございますが、臼田町が、単独で実施している。調整案でございますが、合併時現行どおりとするという調整案でございます。

続きまして、提案番号 16 番「公民館施設使用料」でございます。問題点と致しまして、佐久市・浅科村が実施しているが、使用料に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、使用料は、1 時間あたりに調整し、料金は、面積により統一する。また、開館、閉館時間につきましては、地域の特性があるため、それぞれの地域にあった時間帯を設定するというものでございます。詳細でございますが、市民会館、生涯学習センターの利用体系と同じ水準にする。また、佐久市の使用料減免規定を全面的に見直し体育関係施設との整合を図る。という詳細でございます。

続きまして、提案番号 17 番「体育協会補助金・委託金」でございます。問題点でございますが、4 市町村で実施しているが、補助内容に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時補助基準を策定し新市で補助すると調整案であります。また、詳細でございますが、佐久市に準じた補助金基準を策定するという詳細でございます。

続きまして、提案番号 18 番「スポーツ少年団交付金」でございます。問題点と致しまして、4 市町村で実施しているが、交付金に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において、交付金を統一する。というものでございます。調整案の詳細でございますが、他のスポーツ団体が、練習等のためスポーツ施設を使用する場合は、有料となりますが、スポーツ少年団が使用する場合は、少年スポーツの振興という意味において全額免除とする。ということでございます。なお、交付金につきましては、1 団体 1 万円とするということでございます。

続きまして、3 ページをお願いします。提案番号 19 番「公民館グループ・クラブ活動補助金」でございます。問題点と致しまして、臼田町・浅科村が交付しているが、補助金に差異がある。調整案でございますが、合併時、新たにグループ活動推進協議会を設置し、協議会に補助する。個々の団体への補助は、合併時廃止する。というものでございます。

提案番号 20 番「スポーツ振興審議会」でございます。問題点と致しまして、佐久市・臼田町が実施しているが、委員構成・報酬に差異がある。というものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において設置する。という調整案でございます。

提案番号 21 番「公民館運営審議会」でございます。問題点でございますが、佐久市・浅科村・望月町が実施しているが、委員数・委員構成・委員報酬に差異があるというものでございます。合併時、新市において設置する。というものでございます。

提案番号 22 番「体育協会」でございます。問題点と致しまして、4 市町村が同様に実施しているというものでございます。調整案でございますが、合併時、体育協会の組織に統一をするというものでございます。詳細をご覧いただきたいわけですが、佐久市の体育協会の事業・組織をベースにして、新市の体育協会を組織するというものでございます。

続きまして、提案番号 23 番でございますが、「スポーツ教室」でございます。4 市町村が実施しているが、教室の種類及び参加料に差異があるというものでございます。調整案でございますが、教室の種類は住民ニーズを把握して決定する。参加料については、統一をするという内容でございます。詳細をご覧いただきたいわけですが、受益者負担を原則として、参加料について各市町村に差異があるが、新市にお

いて参加料を統一していく。教室の種類は、各市町村の今までの事業を尊重しながら、住民ニーズを把握し、調整を図るというものでございます。

続きまして、提案番号24番ですが、「図書館管理運営業務」でございます。問題点といたしまして、4市町村で図書館を設置しているが、管理運営内容に差異がある。というものでございます。調整案でございますが、4市町村の図書館の個性を尊重しながら合併時、現行どおりとし、合併後、住民サービスに主体を置いたネットワーク化を図る。ということでございます。以上が教育専門部会でございます。よろしくお願いいたします。

臼田町 加藤副会長

それでは、教育専門部会24項目について説明をさせていただきました。この関係につきまして、皆さんご意見等ありましたら、ご発言頂きたいと思えます。

よろしいでしょうか。よろしければ、次回までにご検討お願いします。

議会で協議すべき項目につきましては、これで、説明が終了いたしました。次回の協議会で、ご協議をお願いしたいと思います。次に、の協議会で報告すべき項目につきましては、次回までに、資料をご覧頂きたいと思えます。

それでは次に、次第の4であります。事務局より何かありましたらお願いします。

4. その他

細谷係長

それでは、その他ということで、私の方から一点説明をさせていただきます。新市建設計画の作成に関する資料ということで、お配りしてあります、一番厚い資料をご覧頂きたいと思えます。一番最後の図面ですが、イメージ図ということで、イラストの入った図面が入っております。これについて参考資料ということで説明させていただきます。前回の協議会におきまして、新市建設計画の素案の一部について途中報告させていただきました際に、委員の方から、道路情報はもちろん観光・文化・福祉といった様々な分野でのネットワーク化により、新市として一体感の持てるまちづくりを計画していただきたいという、意見を頂いております。そういう中で、4市町村には、それぞれ多くの史跡・観光・文化・福祉施設・地域でのイベントなどがあります。そういったものが、それぞれの地域で守られ、発展してきた経過がございます。事務事業のすり合わせについても、これらを継承していくことが協議されていますが、新市建設計画においても、こういう分野でのネットワーク化を盛り込んで、まちづくりを計画していきたいと考えております。そういう中で、本日、4市町村の主な観光施設、史跡のネットワークのイメージをお示し致しました。今後、新市建設計画をご検討いただく上で参考資料としていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

望月町 加藤町長

只今、イメージ図について御説明申しあげました。何かご質問ありましたらどうぞ。

望月町 安井議長

望月町議会委員の安井です。まちの絆・ひとの絆ということでイメージ図が紹介されたわけですが、第2回の協議会におきましても、新市建設計画策定方針について、また、前回におきましても新市建設計画の素案の一部が示されたわけですが、今の説明にもありましたけれども、地域の一体性を確保した新しいまちづくりを策定していただいたわけですが、望月町では、ご存知のとおり平成12年に、過疎地域自立促進特別措置法というような指定を受け、時限立法の中で、計画を策定しながら、今年度で、前期の5カ年計画が終りまして、来年の4月1日より後期の5カ年計画という中で、新しいまちづくりがスタートするわけでございます。過疎地域自立促進計画と同時に、新しい新市建設計画の中で、兼ね合いといいますか、整合性について、どのようなお考えで進んでいくのかお聞きしたいと同時に、只今、町の中では、住民投票や、先程市長さんがおっしゃったような状況の中で、町民の中からは、過疎債があるので特例債がこないのではないかという危惧する声がある訳でありまして、その辺のことも踏まえまして、お聞かせ願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

細谷係長

それでは、只今議員さんからご質問があった件についてお答えをしたいと思います。今ご質問がありましたように、望月町は過疎法の適用がありまして、有利な過疎債が利用できます。現在新市建設計画の事業につきまして、各市町村の企画担当係長で構成します新市構想プロジェクトチームにおいて、建設計画の内容を検討する中で、望月の過疎債の検討をしております。新市建設計画が基本となりますが、望月町の、有利な過疎債を使った事業を含めて、検討している段階でございます。

ある程度の事業につきましては、できましたら、次の協議会において、その概要を示していきたいと思っておりますので、次のときに、ご検討を頂きたいと思っております。望月町の過疎債を、十分検討に入れて、新市の建設計画は、考えているところでございます。

望月町 安井議長

ありがとうございました。住民の皆さんは不安感があるもので、できるだけ早い時点で示していただければと考えております。よろしく申し上げます。

三浦会長

他にございませんか。どうぞ

望月町 比田井委員

望月町の比田井でございます。新市建設の計画素案につきまして前回の協議会で示されたわけでございますし、只今また、そのイメージ図につきましてご説明があったわけでございますが、この関連につきまして、若干質問をさせていただきたいと思っております。特に、地方自治法上でも示されております、地域審議会の設置についての要望を致したいと思っております。昨年12月の、第一回の法定合併協議会によりまして、佐久市長さんからごあいさつの中で、4市町村が合併ということになりますけれども、大変大きなエリアになりますけれども、道路の整備促進そうしたことによって、距離感というものがなくなっていくという意味で、私ども意を強くしたわけでございます。さて、そのような状況にあるわけでござ

ざいますが、私ども、望月町はご案内のとおり、最西端になるわけでございます。そういったことから、地理的にも遠隔地になるわけでございまして、行政的にも遠くなるということから、住民の意見も反映されにくいのではないかと不安があるわけでございます。そのようなことから、冒頭でも申し上げましたとおり、地域自治法にもございます地域審議会の設置をして、地域間の格差是正あるいは、行政に住民の皆さんの意見を反映するような組織体制と申しますか、機関を設けることが必要ではないかと、感じているわけでございます。そのようなことから、どのようなお考えであるか、お伺いをしたいわけでございます。以上でございます。

三浦会長

私からお答え申し上げますが、10万都市ですから、30万40万都市ではないで、地域的な格差はカバーできるのではないかと考えております。今までの、合併問題の残っております議論を聞いておりますと、市の中に、また市があるようなことはやめようではないかと、静岡市は、その辺のすり合わせが十分でなかったのも、いろいろ大変だということのようです。ですから、市の中に、また市があるようなことは避けようではないかと申し上げたことがあります。地域審議会というものは、これから支所の機能をどうするかといった問題に絡んでくる訳でございます。いままで、たくさんの項目を、喧喧諤諤事務局はやって、まとまったものから順次出しているわけですが、これから、先程の、ごみ処理といい、難しい問題がたくさんでてくるわけです。もう少し、新市の状況を見て、その上でどうするかご判断いただいたほうがいいのではないのでしょうか。当然、支所の機能をどのようにするかということは、大きな問題なわけです。保健福祉の関係、民生の手続きの問題、これからの問題ですから、もう少し議論した上で、今のご意見を議論したほうがいいと、私は思っております。最初から、市の中に市ありきでは、初めから、合併を止めたほうがいいと思います。最初にそんな話があったわけですが、いかがでしょうか。

望月町 比田井委員

いずれにしろ、合併前の懸念というか、住民の心配事、そういう声を反映するような機関、組織は、やはり、大事ではないか。特に合併となると、合併後となるといろいろなものが煩雑する中でいろんなものが錯綜してくるのではないかと考えますので、そうした意味から、仮に今申し上げた地域審議会でもなくとも、意見を吸い上げる、そういう組織体制が必要ではないかと考えております。

三浦会長

反対のピラを見ると、置いていかれるのではないかとありますが、実際佐久市を見ても、端においていかれるかどうか見て欲しい。置いていかれるはずがない。支所の機能をどうするかということによって、だいぶカバーできるのではないのでしょうか。その辺の意見が出たところで、ご意見いただくとありがたいと思います。初めから市の中に、その地域だけの別の審議会があるのでは、何のための合併かわからないですから。市の中にまた市があるようなことは避けた方がいい。一つの市になるわけですから。これから、支所の機能ということで、今のような問題が出てくると思います。これからの議論になると思います。いかがでしょうか。

望月町 比田井委員

わかりました。ありがとうございました。

三浦会長

今までの議論だけでも、喧喧諤諤で、まとまったものから出しているのに、難しい問題は先送りになっているものがあるんです。他に何かございますでしょうか。

小林係長

それでは、日程の関係をご連絡させていただきます。次回の第5回合併協議会でございますけれども、5月12日水曜日午後4時から佐久市役所8階大会議室で行いますので、よろしくお願いします。また、5月1日から5日まで佐久バルーンフェスティバルが開催されますが、そのイベントの一つとして、現在合併協議を進めております。3町村の学校のグラウンドでバルーンを係留いたしまして、各町村の小学生になりますが、30名に、体験搭乗してもらいます。2日が望月町、3日が臼田町、4日が浅科村で開催を致します。3日間とも、朝6時30分頃から行いますので、委員の皆様も、朝早いですが、是非お出かけいただければありがたいと思います。以上でございます。

5. 閉会

三浦会長

皆様方からございますか。

ないようでしたら、今日の協議事項は、これで終了させていただきます。以上をもちまして、第4回合併協議会を終らせていただきます。ご苦勞様でございました。